

利用者の皆さんへ

# スポーツ施設使用料の改定等のお知らせ

市では、「利用と負担の公平性の確保」を目的に、施設使用料等の見直しを定期的に行っています。定期的な見直しでは、これまでの見直しと同様、統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等を基に再算定し、適切な料金への改定等を行います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 新料金等の適用時期

令和5年4月1日以後の申請分から

## 主な改定内容

### 1 スポーツ施設使用料の改定

統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等を基に再算定し、料金の改定を行います。

【令和5年3月31日までの申請分】

【令和5年4月1日以後の申請分】

市民・東・南体育館

(単位：円)

使用料区分		午前	午後A	午後B	夜間
		9:00~12:00	13:00~15:00	15:30~17:30	18:00~21:30
第1体育室 東・南アリーナ	全面	7,300	4,850	4,850	12,100
	半面	3,650	2,400	2,400	6,050
第2・3・4・5体育室 東体育室・南多目的室		1,400	900	900	2,600
第1・2会議室 東・南研修室、会議室		200	200	200	550
トレーニング室	団体	1,400	900	900	2,600

改定

(単位：円)

使用料区分		午前	午後A	午後B	夜間
		9:00~12:00	13:00~15:00	15:30~17:30	18:00~21:30
第1体育室 東・南アリーナ	全面	8,100	5,400	5,400	13,450
	半面	4,050	2,700	2,700	6,700
第2・3・4・5体育室 東体育室・南多目的室		1,550	1,000	1,000	2,900
第1・2会議室 東・南研修室、会議室		250	200	200	600
トレーニング室	団体	1,550	1,000	1,000	2,900

福井市民体育館

(単位：円)

使用料区分		午前	午後A	午後B	夜間
		9:00~12:00	13:00~15:00	15:30~17:30	18:00~21:30
体育室		3,650	2,400	2,400	6,100
多目的室		650	500	500	1,250
トレーニング室	団体	1,400	900	900	2,600

改定

(単位：円)

使用料区分		午前	午後A	午後B	夜間
		9:00~12:00	13:00~15:00	15:30~17:30	18:00~21:30
体育室		4,050	2,700	2,700	6,700
多目的室		700	550	550	1,400
トレーニング室	団体	1,550	1,000	1,000	2,900

西河原屋内運動場

(単位：円)

	1時間	
屋内運動場	1,200	※高校生以下600

改定

(単位：円)

	1時間	
屋内運動場	1,400	※高校生以下700

庭球場・グラウンド・フットサル場

(単位：円)

	1時間	
屋外庭球場	550	※高校生以下250
屋内庭球場	650	※高校生以下300
グラウンド	550	※高校生以下250
フットサル場	800	※高校生以下400
人工芝運動場	1,500	※高校生以下750

改定

(単位：円)

	1時間	
屋外庭球場	650	※高校生以下300
屋内庭球場	750	※高校生以下350
グラウンド	650	※高校生以下300
フットサル場	900	※高校生以下450
人工芝運動場	1,200	※高校生以下600

※弓道場については、改定はありません。

忍頂寺スポーツ公園

(単位：円)

	1時間	
運動場	550	※高校生以下250
庭球場	500	※高校生以下250

改定

(単位：円)

	1時間	
運動場	650	※高校生以下300
庭球場	600	※高校生以下300

※令和5年3月31日までに許可（申請）された利用は、現行料金の適用となります。

### 2 公園施設にて入場料等を徴収する場合の料金加算の統一

公園施設にて入場料等を徴収する場合の加算割合等を統一します。

利用者	徴収額	加算割合
個人等	2,000円以上	2倍
企業等	1円以上	

